岩手県告示第675号

障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関を次のとおり指定した。 平成23年11月4日

岩手県知事 達 増 拓 也

医療機関の名称	所在地	担当する自立支援 医療の種類	指定年月日
山田調剤薬局	下閉伊郡山田町大沢第13地割197番地	精神通院医療	平成23年7月4日
田老調剤薬局	宮古市田老字向新田148	精神通院医療	"
きりの調剤薬局	紫波郡矢巾町大字西徳田第5地割1番地1	精神通院医療	平成23年8月1日
津志田薬局	盛岡市津志田中央二丁目18番23号	精神通院医療	II.
つくし薬局末広店	上閉伊郡大槌町大槌第13地割字八幡前129番地 11	精神通院医療	n.
フラワー薬局	奥州市水沢区佐倉河字東広町83番地1	精神通院医療	"
薬王堂薬局 西徳田店	紫波郡矢巾町大字西徳田第6地割144番地	精神通院医療	平成23年9月1日
ニチイケアセンター水沢訪問看護 ステーション	奥州市水沢区西町2番10号	精神通院医療	平成23年6月1日
藤沢町訪問看護ステーション	藤沢町藤沢字裏52番地 2	精神通院医療	平成23年8月1日